

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月1日
【報告者の氏名又は名称】	三菱商事株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3210-2121(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	コントローラーオフィス予・決算管理チーム 嶋津 吉裕
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	三菱商事株式会社 本店 (東京都千代田区丸の内二丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、三菱商事株式会社をいいます。また「対象者」とは、日本農産工業株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。
- (注3) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。),'令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。),'府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除いた日数をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

日本農産工業株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- (ア)平成17年6月24日開催の対象者の定時株主総会における特別決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第4回予約権」といいます。)
- (イ)平成18年12月25日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第5回予約権」といいます。)
- (ウ)平成18年6月23日開催の対象者の定時株主総会における特別決議及び同年12月25日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第6回予約権」といいます。)
- (エ)平成19年7月23日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第7回予約権」といいます。)
- (オ)平成19年6月22日開催の対象者の定時株主総会における特別決議及び同年7月23日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第8回予約権」といいます。)
- (カ)平成20年7月28日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第9回予約権」といいます。)
- (キ)平成20年6月24日開催の対象者の定時株主総会における特別決議及び同年7月28日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第10回予約権」といい、「第4回予約権」、「第5回予約権」、「第6回予約権」、「第7回予約権」、「第8回予約権」、「第9回予約権」及び「第10回予約権」を総称して、「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成21年7月21日(火曜日)から平成21年8月31日(月曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けでは、公開買付者は、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年9月1日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	44,570,474 (株)	44,570,474 (株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	44,570,474	44,570,474
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	112,777
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	498
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	362
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
対象者の総株主等の議決権の数 (平成21年3月31日現在) (個) (g)	121,386
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) × 100) (%)	92.28

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)」は、各特別関係者が所有する株券等 (但し、対象者が保有する自己株式を除きます。) に係る議決権の合計を記載しています。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数 (平成21年3月31日現在) (個) (g)」は、対象者が平成21年6月23日に提出した第93期有価証券報告書に記載された平成21年3月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても本公開買付けの対象としており、また、単元未満株式についても買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記有価証券報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主の議決権の数 (121,386個) に、同報告書に記載された平成21年3月31日現在の本新株予約権 (合計1,164個) を株式に換算した株式数 (1,164,000株) (平成21年4月1日以降公開買付期間末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転した対象者の株式を含みます。) に係る議決権の数 (1,164個) 及び対象者が所有する単元未満自己株式を除いた単元未満株式 (平成21年3月31日現在196,893株) に係る議決権の数 (196個) を加えた数 (122,746個) として計算しています (対象者の単元株式数は1,000株です。)

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。